

法令適用事前確認手続 回答書

令和8年4月17日

行政書士 久保田 勝彦 殿

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長

令和8年3月15日付文書をもって照会のあった件については、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実に関し、【事実1-1、事実1-2、事実2】については、運送の対価を得ている場合には、貨物自動車運送事業法第3条の適用対象となると考えられる。また、【事実3】については、倉庫業法第7条第1項及び貨物利用運送事業法第7条第1項の適用対象とはならない。

2 当該事実が照会法令の適用対象となる可能性があることに関する見解及び根拠

貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいい、当該行為については、貨物自動車運送事業法に基づく許可等が必要となり、当該事業に該当するかどうかは、個別の運送形態を踏まえて、実質的に判断することとなる。

本件運送行為については、寄託主より依頼され、パレットや寄託物品等の運送を自動車で行い、それにより名目の如何にかかわらず運送の対価を得る場合にあっては、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送していることから、貨物自動車運送事業法第3条の適用対象となると考えられる。

倉庫業とは、寄託を受けた物品の滅失・毀損を防ぎ、その状態を維持して保管することに対して対価を得る営業をいい、倉庫業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければ

ならない。

また、登録を受けた者は、倉庫業法第4条第1項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。

本件については、貨物自動車運送事業者に倉庫のスペースを貸与し、そのレンタル料を請求するものであり、物品の保管を引き受ける寄託を伴わないことから倉庫業にあたらないため、倉庫業法第7条第1項に規定する変更登録の適用対象とはならない。

なお、物品の保管を引き受ける寄託となった場合は、倉庫寄託約款を届け出なければ罰則の対象となるので、注意すること。

貨物利用運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、利用運送（自らの運送機関を利用し運送を行う者（実運送事業者）の行う運送を利用して貨物を運送すること）を行う事業をいい、第一種貨物利用運送事業を営もうとする者は、利用運送に係る運送機関の種類、利用運送の区域又は区間及び業務の範囲を変更しようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。

本件については、倉庫のスペースを貸与するものであり、第一種貨物利用運送事業に該当するものではないことから、貨物利用運送事業法第7条第1項に規定する保管施設の変更登録の適用対象とはならない。

個別具体のご相談については、運輸局及び運輸支局へお問い合わせください。